

「個人番号（マイナンバー）」のよくある質問

Q：個人番号（マイナンバー）とは何ですか

A：日本に住民登録のある全ての人（外国人住民含む）に付番される12ケタの数字です。

Q：住民票コードと何が違うのですか

A：用途や制度が異なります。住民票コード（11ケタ）を変換して生成されます。

Q：何に利用しますか

A：税、社会保障、災害対策等の手続きで利用され、利用場面は今後も増える予定です。
身近な場面では、年末調整の手続きで勤務先から提示を求められることがあります。

Q：マイナンバーを拒否できますか

A：付番されることを拒否できません。ご理解をお願いします。

Q：マイナンバーを変更できますか

A：マイナンバーが漏えいした場合や漏えいする恐れがある場合など、やむを得ない理由があれば変更できます。

Q：自分のマイナンバーを知りたいです

A：マイナンバーが記載された「通知カード」を送付します。

また、希望によってマイナンバーが記載された住民票の交付を受けることもできます。

※マイナンバー記載の住民票は、窓口でご請求いただいてもご本人宛に郵送させていただく場合がございます。（委任状による代理人請求の場合等）

※マイナンバー記載の住民票は、自動交付機やコンビニ交付では取得できません。

Q：マイナンバーを電話で聞かれることはありますか

A：市区町村の職員が電話で聞くことはありません。詐欺の電話にご注意ください。

また、マイナンバーを電話で問い合わせることもありません。

「通知カード」のよくある質問（カード編）

Q：通知カードとは何ですか

A：マイナンバーが記載された紙製のカードです。
付番されたマイナンバーを本人に通知するために送付されます。

Q：通知カードには何が書いてありますか

A：マイナンバー、住所、氏名、生年月日、性別、発行日等が載っています。

Q：通知カードは本人確認書類として使えますか

A：一般的な本人確認の場面では利用できません。
マイナンバーに係る手続きで求められることはあります。

Q：通知カードを常に持ち歩く必要がありますか

A：携帯する義務はありませんが、マイナンバーを利用する手続きで必要になります。
また、マイナンバーカードの交付を受ける際にも必要です。

Q：紛失した場合はどうなりますか

A：警察署に届け出をした上で、市区町村に紛失の届出をしてください。
マイナンバー漏えいの恐れがあるときはマイナンバーの変更が可能です。
また、石岡市の場合、通知カードの再交付手数料は500円です。

Q：通知カードは全国民に届きますか

A：日本に住民登録のある人が対象となります。年齢や国籍を問いません。

Q：通知カードに有効期限はありますか

A：ありません。
マイナンバーカードには有効期限があります。
(詳しくは「個人番号カード（マイナンバーカード）」をご確認ください。)

Q：通知カードに記載された内容に変更があった場合はどうしますか

A：住所や氏名の変更があった場合は、住所地の市区町村に持参してください。
裏面に新住所や新氏名を記入します。

「通知カード」のよくある質問（郵送編）

Q：いつ発送ですか

A：平成 27 年 10 月 2 日時点で石岡市に住民票がある方に向けたマイナンバー通知カードの送付は、平成 27 年 11 月 15 日に開始されました。その後、平成 27 年 11 月 29 日に石岡郵便局員による全世帯への訪問は完了しています。

（居所登録申請している方や、郵便物の転送手続きしている世帯は訪問していない場合があります）

平成 27 年 10 月 2 日以降に入国・出生等で石岡市に住民票ができた方には、地方公共団体情報システム機構で通知カードが作成され、順次郵送されます。

Q：どのように届きますか

A：簡易書留（転送不要）で、世帯ごとに世帯員分がひとつの封筒で届きます。

Q：届いたらどうすればよいですか

A：封筒の宛名には世帯主の氏名が記載されています。宛名に間違いがなければ開封し、中身を確認してください。世帯人数分の通知カード兼個人番号カード交付申請書、パンフレット、返信用封筒（1 枚）が同封されています。

Q：配達時に不在の場合はどうなりますか

A：不在連絡票が投函され、7 日間は郵便局で保管されます。

（マイナンバー専用の不在連絡票です）

Q：不在通知から 7 日過ぎるとどうなりますか

A：管轄の市区町村に通知カードが返戻されます。

返戻された通知カードを窓口で受け取ることもできますが、詳細は市区町村の窓口にお問い合わせください。石岡市の場合は、本人又は同世帯の人が運転免許証等の本人確認書類を持参することで交付いたします。

Q：この郵便は転送されますか

A：転送されない簡易書留で郵送されます。

Q：住民票とは別のところに住んでいるため、そちらに送ってもらえますか

A：やむを得ない事情があれば、居所登録申請をすることができます。

Q：通知カードが届く前に引っ越しました

A：前住所地または前住所地の役場に通知カードが届いている場合があります。ご確認ください。

「個人番号カード（マイナンバーカード）」のよくある質問（カード編）

Q：個人番号カード（マイナンバーカード）とは何ですか

A：公的な本人確認書類として利用できる、ICチップの入った写真付きのプラスチック製カードです。
正式名は「個人番号カード」ですが、一般的に「マイナンバーカード」と呼ばれています。

Q：マイナンバーカードには何が書いてありますか

A：マイナンバー、住所、氏名、生年月日、性別、発行日、有効期限、顔写真等が載っています。

Q：紛失した場合はどうなりますか

A：マイナンバーカードコールセンター（0570-783-578）に連絡して、カードの一時停止措置を受けてください。その後、警察署に紛失の届出をした上で、市区町村にも届出をしてください。マイナンバー漏えいの恐れがあるときは変更が可能です。
また、石岡市の場合、マイナンバーカードの再交付手数料は800円です。

Q：マイナンバーカードは必ず作らなければなりませんか

A：任意です。マイナンバーは通知カードや住民票でも確認できます。

Q：マイナンバーカードは誰でも作れますか

A：日本に住民登録のある方なら申請できます。申請書は初回送付の通知カードに同封されています。
15歳未満の方の場合、法定代理人が交付申請できます。（ただし、本人と法定代理人が一緒に来庁する必要があります。）

Q：マイナンバーカードに有効期限はありますか

A：発行時点で20歳以上の方は、発行日から10回目の誕生日まで、
発行時点で20歳未満の方は、発行日から5回目の誕生日まで有効です。

外国人住民の方は在留期間満了の日まで有効です。

※在留期間が更新された場合は、市区町村でマイナンバーカードの有効期間更新をしてください。

※高度専門職第2号・永住者・特別永住者の方は、日本人住民と同じ有効期間です。

Q：マイナンバーカードに記載された内容に変更があった場合はどうしますか

A：住所や氏名の変更があった場合は、住所地の市区町村に持参してください。
追記欄に新住所や新氏名を記入します。

「個人番号カード（マイナンバーカード）」のよくある質問（申請編）

Q：どのように申請しますか

A：届いた通知カードと一緒にマイナンバーカード交付申請書が入っています。
そちらに顔写真を貼って必要事項を記入し、返信用封筒で書類を送付してください。

Q：通知カードに同封されている申請書を紛失した場合はどうしますか

A：申請には申請書 ID が必要です。新しい申請書を交付しますので窓口までお越しください。

Q：申請書に記載されている内容が古い情報です

A：住所・氏名に変更があった場合、変更前の内容の申請書は使用できなくなります。新しい申請書を交付しますので窓口までお越しください。

Q：スマートフォンでも申請できますか

A：通知カードと一緒に届く書類に、申請用の QR コードが記載されています。
スマートフォンで読み取ることで申請ができます。また、一部の証明写真機でも申請ができるようになります。（一部、まちなかの証明写真機から申請も可能です。）
窓口で新しい申請書の交付を受けた方は QR コードが記載されていませんが、申請用 Web サイトに申請書 ID を入力することでスマートフォンから申請ができます。

Q：いつから申請ができますか

A：通知カードが届き次第、同封の書類を使用して申請ができます。

Q：申請方法（郵送・パソコン・スマートフォン等）で交付までの時間に差はありますか

A：郵送などは配達時間分の違いがあるものの、地方公共団体情報システム機構が申請情報を受け取る日が同日であれば、申請方法でカードの作成時間に差はでないとされています。
また、作成されたカードが市区町村に到着後、市区町村で処理を行います。その処理は申請方法によって異なることはありません。

Q：手数料はかかりますか

A：初回無料です。
汚損・き損・紛失・盗難等による再交付は有料（800円）です。
追記欄に余白が無くなったことによる再交付は無料です。

「個人番号カード」のよくある質問（交付編）

Q：いつから交付されますか

A：石岡市では平成28年2月からはじまりました。

事前に申請した方から順に交付となりますが、交付開始直後は混雑が予想されます。
交付準備が整った方には、市区町村からはがきでお知らせしますのでお待ちください。

Q：申請後に行けば交付されますか

A：交付の準備が整った方には、市区町村からはがきを送付いたします。

はがき及び必要書類を持参のうえ、所定の期間内にご来庁いただきます。

Q：病院や施設にいるため、マイナンバーカードを受け取りに行けません

A：委任状や入院の証明など、必要書類等があれば代理人に交付することができます。

どのような書類が必要かは事情により異なりますので、市区町村にご相談ください。

なお、やむを得ない理由以外（仕事が忙しい等）の場合、代理人に交付することはできません。

Q：申請から交付までどれくらいの日数がかかりますか

A：概ね1カ月かかります。

（交付開始直後の混雑期は4カ月程度かかりました。）

Q：窓口で交付を受ける際にどれくらい時間がかかりますか

A：混雑状況等にもよりますが、概ね15分～30分かかります。

その他のよくある質問

Q：住民基本台帳カード（住基カード）はどうなりますか

A：平成27年12月28日をもって交付終了となりました。

現在有効な住基カードは、引き続き有効期限または失効時までご利用いただけます。

ただし、マイナンバーカードを作成された方は、交付時に廃止し回収させていただきます。

Q：住基カード用の電子証明書はどうなりますか

A：平成27年12月22日をもって交付終了となりました。

現在有効な住基カード用の電子証明書は、引き続き有効期限または失効時までご利用いただけます。

新たに電子証明書を必要とする方は、マイナンバーカードを作成しマイナンバーカード用の電子証明書を発行してください。

Q：住基カードを所持している人がマイナンバーカードを作れますか

A：両方所持することはできません。マイナンバーカード交付の際に住基カードは回収します。

Q：有効期限が残っている電子証明書を、新しいカードに移し替えることはできますか

A：電子証明書を他のカードに移し替えることはできません。

Q：マイナンバーカードを使って、石岡市の自動交付機を利用できますか

A：石岡市の自動交付機はマイナンバーカードに対応していません。

自動交付機を利用するには市民カードを発行いたします。

なお、コンビニ交付サービスの開始に伴い、自動交付機は平成28年9月末をもって廃止されます。

マイナンバーカードを作成された方は、ぜひコンビニ交付をご利用ください。

Q：マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票が取得できますか

A：平成28年7月1日から石岡市もコンビニ交付サービスを開始しました。

詳細は石岡市ホームページのコンビニ交付に関するページをご確認ください。

Q：コンビニ交付サービスで住基カードも使えると聞きました

A：石岡市のコンビニ交付サービスは住基カードに対応しておりません。

Q：マイナンバーカードの交付を受けてすぐにコンビニ交付が利用できますか

A：カード交付の翌日以降からコンビニ交付サービスが利用できます。

ただし、システムの都合等（休日交付や夜間交付をした場合を含む）により、サービス利用開始が翌々日以降になる可能性もあります。ご了承ください。